

# 令和7年度検査方針

## 目次

第1	基本方針	1
1	総論	1
2	社会情勢の変化を的確に踏まえた検査	1
3	重要なリスクに焦点を当てた検査	1
4	問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明	2
5	検査対象者の負担の軽減	2
第2	検査の質的向上に向けた取組に関する事項	2
1	検査能力の更なる向上	2
2	的確なリスク・プロファイリングの実施	3
3	指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化	3
4	系統金融機関に対するレビューの実施	3
5	指導監督部局等との情報共有等	4
6	検査指摘事項に対する的確な改善の確保	4
第3	統一検査事項	4
1	共通事項	4
(1)	経営への影響	4
(2)	マネロン等対策	4
(3)	財務管理態勢	5
(4)	業務継続体制等の構築	5
2	協同組合	5
(1)	信用事業	5
(2)	共済事業	6
(3)	経済事業	6
(4)	指導事業・総合調整事業等	6
(5)	医療・老人福祉事業	7
(6)	要請検査	7
(7)	その他	7
3	農林漁業信用保証団体	7
4	農業共済団体	7
5	漁業保険団体	7
6	土地改良区等	7
7	中央卸売市場の開設者	8
8	商品先物取引業者等	8

## 第1 基本方針

### 1 総論

農林水産省大臣官房検査・監察部及び内閣府沖縄総合事務局農林水産部農政課（以下「検査・監察部等」という。）の所掌に係る検査の実施に当たっては、合法性、合目的性及び合理性について検討することを基本原則とし、農林水産省協同組合等検査基本要綱の第4に規定する基本的指針である、

- ① 重要なリスクに焦点を当てた検証
- ② 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明
- ③ 問題点の静的・動的な実態の検証
- ④ 指摘根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化
- ⑤ 検証結果に対する真の理解

に沿って、検査対象となる団体又は事業者（以下「検査対象者」という。）のより良い経営の実現を目的として検査に取り組むこととする。

### 2 社会情勢の変化を的確に踏まえた検査

検査対象者を取り巻く環境変化を的確に踏まえ、「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）、「森林・林業基本計画」（令和3年6月15日閣議決定）、「水産基本計画」（令和4年3月25日閣議決定）等において示された団体に対する施策に対応した検証に取り組むとともに、東日本大震災及び能登半島地震の復旧・復興に係る各種施策等において示された政策課題に対応した検証に取り組む。

特に系統金融機関<sup>1</sup>については、デジタル技術、国内外における金利等の市場環境の変化の進展等の環境変化の下で、バーゼルⅢの適用、早期警戒制度の導入等の金融規制への対応状況に重点をおいて検証を行うとともに、持続可能な収益構造の構築に向けた取組内容を中心として、経営課題に係る対話を主な手法とするレビューを実施する。

その際、金融犯罪の多様化やサイバーテロ等の増加を踏まえ、金融犯罪対策やサイバーセキュリティ対策が適切に実施されているかについても併せて検証を行う。

とりわけ、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融対策（以下「マネロン対策」という。）については、実効性を伴う形で取り組まれているかの検証に特に重点を置く。

他方、不祥事等のリスク事案（役職員の関与した犯罪行為、各種法令等に違反する行為等）の再発防止、財務状況の健全性の確保等については、引き続き厳格な検査を行う。

また、行政等によるコロナに関連した各種支援策の終了が検査対象者の経営に与える影響についても検証する。

### 3 重要なリスクに焦点を当てた検査

検査対象者について、その設立目的、事業内容、財務状況、過去の検査結果、取り巻く環境等を踏まえたリスク・プロファイリングにより、経営上の重要なリスク及び検査対象者に共通する課題に焦点を当てた検証を実施する。

---

<sup>1</sup> 信用事業を行う農業協同組合及び漁業協同組合、信用農業協同組合連合会及び信用漁業協同組合連合会並びに農林中央金庫

特に社会的影響の大きい検査対象者及び事業運営等の面で改善の必要性が高いと認められる検査対象者については、検証範囲、投入人員等の面で重点的に検査を実施し、それ以外の検査対象者については、部分検査等を積極的に活用する。

なお、都道府県から信用事業実施組合<sup>2</sup>、共済事業実施組合<sup>3</sup>及び農業共済組合に係る検査の実施要請があった場合には、最大限受け入れるよう努め、事前に二者で十分な打合せを実施した上で検証に取り組む。

また、信用事業実施組合に係る3者要請検査（都道府県知事の要請を受けて農林水産大臣及び内閣総理大臣（金融庁長官）が当該都道府県知事と連携して実施する検査）については、都道府県からの要請状況を踏まえつつ、金融庁と協議することとし、実施に当たっては、事前にリスク分析を行い、当該分析結果を3者で共有すること等により、リスクに応じた検証に取り組む。

#### 4 問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明

検査対象者ごとのリスクカテゴリーに応じ、内部統制等の不備・欠陥及びリスク管理上の問題点を重点的に検証し、検出された非違事象の背後にある本質的な問題の改善を促すとともに、検査対象者が指摘の趣旨を正しく理解し改善に着手できるよう双方向の議論を行うことにより、効率的かつ効果的な検査を実施する。

#### 5 検査対象者の負担の軽減

検査に当たっては、検査対象者から提出を受ける資料の削減及びペーパーレス化に努めるとともに、検査対象者の規模・特性や事務負担に配慮した資料提出期限を設定する。

また、総（代）会又は株主総会の開催日等に可能な限り配慮して検査日程を決定するなど、検査対象者の負担軽減に配慮する。

さらに、デジタル技術の導入に即して、実地方式とオンライン会議システム等を活用した書面方式を適切に組み合わせたハイブリッド方式による検査を実施するなど、必要に応じて検査手法を検討する。

## 第2 検査の質的向上に向けた取組に関する事項

### 1 検査能力の更なる向上

検査対象者のリスクの多様化・複雑化に伴い、検証技術の高度化等を通じて、検査の質的向上を図るため、専門的・実践的な研修等を行う。

令和7年度においては、各部門の意見や受講者のアンケート調査を踏まえ、市場リスク管理など研修の充実を図り、会計経理・決算、内部統制等の検証手法について知見を高めるほか、データ分析の技術及び対話技術の向上のための研修を行う。

また、検査モニターについては、書面により意見を収集するオフサイト検査モニターを実施するとともに、検査対象者を訪問することにより意見を聴取するオンサイト検査モニターを実

<sup>2</sup> 信用事業を実施している農業協同組合及び漁業協同組合

<sup>3</sup> 共済事業を実施している農業協同組合及び漁業協同組合

施し、検査の実施に係る検査対象者の意見、要望等について幅広く聴取し、適正な検査の推進を図る。

さらに、部内の公認会計士、中小企業診断士、金融機関経験者等の知見を活用し、検査技術の向上を図る。

## 2 的確なリスク・プロファイリングの実施

信用農業協同組合連合会（以下「信農連」という。）、信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）、経済農業協同組合連合会（以下「経済連」という。）、厚生連、森林組合連合会（以下「森連」という。）、漁業協同組合連合会（以下「漁連」という。）、農業信用基金協会、漁業信用基金協会及び農業協同組合（以下「農協」という。）においては、検査の実施に先立ち、業務の特性及び検査対象者の規模に配慮した効率的かつ深度ある検査を実施するため、以下の取組により、的確なリスク・プロファイリングを実施する。

- ① 決算関係書類、業務報告書等を精査することにより、検査対象者の業務特性のほか、経営方針、組織再編の方向・人員体制等の近年の傾向を把握するとともに、指導監督部局との連携の下、オフサイト・モニタリングの手法を活用して、検査対象者の横断的な課題を把握する。
- ② 指導監督部局の担当者を交えた事前検討会、指導監督部局との定期及び随時の意見交換会の開催に加え、監督行政において把握した情報についても提供を受けること等により、指導監督部局の目線から見た問題点等について十分に把握する。
- ③ 全国団体との意見交換会の開催等により、当該団体から見た会員を含む業界内の問題点等についても十分に把握する。
- ④ 過去の検査結果、改善状況報告等の内容について十分に把握する。

また、信農連及び信漁連においては、指導監督部局が実施したヒアリング結果を精査すること等により、損益、貸出金、運用利回り、貯貸率等の推移、有価証券のポートフォリオの変化、農漁業者への貸出状況等、より詳細なリスク・プロファイリングを実施する。

## 3 指摘根拠の明示及び改善を検討すべき事項の明確化

検査書については、検査対象者の経営改善に向けた取組を促すよう、指摘等の根拠を明確に示すとともに、態勢面の問題点を的確に指摘した上で、分かりやすい表現を用いることとする。

## 4 系統金融機関に対するレビューの実施

信農連については、指導監督部局と連携し、リスク・プロファイリングの結果及びこれまでの検査対象者の取組を踏まえ、市場環境の変化、人口減少及び高齢化の進展等により経営環境の厳しさが増す中で、将来にわたる健全性の確保、JAバンクとしての自己改革の着実な実践、会員農協のマネロン等対策に係る指導の取組について統一的な目線で重点的に検証する。特に検査により判明した課題を検査書に記載し、検査対象者の改善を促す取組については、より深度ある実践を行う。

また、都道府県から上記と同様の農協に係る検査の実施要請があった場合には、従来の検査に加え、試行的に実施する。

信漁連の検査においては、水産資源及び漁業者の減少等により経営環境の厳しさが増す中、従来の検査に加え、持続可能な経営基盤の確立、漁業金融機能の強化に向けた信漁連の取組等を統一的な目線で重点的に検証する検査を実施する。

## 5 指導監督部局等との情報共有等

指導監督部局との間で双方向での密接な連携・情報交換を図ることとし、指導監督部局から提供を受けた情報や、検査対象者の指導事業等を行う団体との意見交換等によって得た情報を検査において活用することにより、検査の実効性を確保する。

## 6 検査指摘事項に対する的確な改善の確保

検査指摘事項に対する的確な改善が確保されるよう、検査書の発出後、指導監督部局から発出された報告徴求命令に基づき、検査対象者から指導監督部局に提出された後、検査部局に回付された改善状況報告書を確認し、検査対象者の改善状況の把握を行うとともに、必要に応じ、指導監督部局の指導方針について意見交換を行う。

また、前回検査指摘事項と同様の検査指摘事項又は重大な事案が検出された検査対象者については、速やかな経営管理態勢の改善が図られるよう、指導監督部局との連携を強化する。

さらに、検査指摘事項等の改善指導が的確に行われるよう連携を図る観点から、所管する指導監督部局に対して、検査において把握した情報のうち、監督上参考となる情報の提供を行う。

## 第3 統一検査事項

令和7年度における検査対象者に係る統一検査事項は、次のとおりとする。

### 1 共通事項

「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等の各検査マニュアルに定める事項のほか、検査対象者に共通する事項として、特に以下について重点的に検証する。

#### (1) 経営への影響

ア エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による経営への影響

エネルギー・生産資材・食品原材料等の価格高騰による事業費の増加に伴う経営及び会員・組合員への影響

イ 資金調達コストへの対応

設備投資、運営経費等に充当するための借入金を有する検査対象者において、金利上昇に伴う借入コストの増加による収支及び業務運営への影響

ウ 自然環境や経済情勢の変化等による経営への影響及び農林漁業者等への支援の対応

(ア) 検査対象者における各事業の取扱高、財務状況等を中心とした経営への影響

(イ) 会員・組合員の農林漁業経営の継続のために、検査対象者が講じた具体的な支援策とその効果（成果）

#### (2) マネロン等対策

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（令和3年11月22

日改定・金融庁公表)に定める「対応が求められる事項」について、検査対象者において整備されたリスク管理態勢の運用の実効性、有効性(連合会組織にあつては、会員指導の適切性を含む。)

### (3) 財務管理態勢

収益認識に係る会計基準を採用した検査対象者において、適切な会計処理を行うための態勢整備

### (4) 業務継続体制等の構築

検査対象団体が抱えるリスクの多様化・複雑化も踏まえつつ、大規模自然災害の発生時等にあつても、最低限必要な機能、役割を発揮するための危機管理マニュアルや業務継続計画の策定の状況

## 2 協同組合

### (1) 信用事業

#### ① 信農連

「経営が持続可能となる収益性及び将来にわたる健全性維持に向けた対応策」、「農協の自己改革の着実な実践に資する取組」、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策」をレビュー項目とし、特に以下に係る取組を重点的に検証する。

ア 有価証券等の残高増加・金利上昇に対するリスク管理態勢の構築に向けた取組状況

イ 資金運用方針・運用資産の方向性に加え、将来の長短金利の見通しを踏まえた収支シミュレーションの策定やその結果による将来収益の見通し

ウ 農業者等の実情に応じた経営改善支援や事業再生支援

エ 会員農協の取組の支援を目的とした、農業者又は会員農協と食農関連企業をつなぐ「食農バリューチェーン構築」

オ 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」(令和3年11月22日改定・金融庁公表)に基づくマネロン等管理態勢について、系統マネロン管理システムで把握した疑義情報への対応も含めた取組の実効性及び会員農協への指導状況

カ 「法人口座を含む預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策の一層の強化について」(令和6年8月23日金融庁・警察庁)に基づく要請への対応状況

#### ② 信漁連

「持続可能な経営基盤の確立に向けた取組」、「漁業金融機能の強化に向けた取組」をレビュー項目とし、特に以下に係る取組を重点的に検証する。

ア 広域化した信漁連については、各支店に対する本店の内部統制機能の発揮

イ 1県1信用事業体制の信漁連については、ビジネスモデルに応じた経営の安定化及び漁業金融機能の強化

## (2) 共済事業

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 不祥事等のリスク事案の再発防止策
- イ 満期共済金等の多額の未払に係る対応及びその改善状況
- ウ 高齢者に対する適切な契約の推進（親族等の同席等）
- エ 不必要な契約並びに不正契約の状況及び防止策

## (3) 経済事業

### ① 農協系統組織

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律」（平成27年法律第63号）による農業協同組合法の一部改正及び「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、自ら取り組むとしている「農業者の所得向上」に係る具体的な取組内容、進捗状況、進捗管理方法等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理（衛生管理計画等）
- ウ 物流の2024年問題を踏まえた持続可能な物流体制の構築に向けた検討と取組状況

### ② 森林組合系統組織

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 森林経営管理法（平成30年法律第35号）の施行に伴う、市町村が実施する森林の適切な経営管理への会員組合の参画等に係る指導状況
- イ 森林組合財務処理基準令（昭和53年政令第287号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策
- ウ 物流の2024年問題を踏まえた持続可能な物流体制の構築に向けた検討と取組状況

### ③ 漁協系統組織

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

- ア 「漁業法等の一部を改正する等の法律」（平成30年法律第95号）による水産業協同組合法の一部改正及び「規制改革実施計画」（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、漁業者の所得向上等に向けた漁連の取組内容と現状における課題・問題等（政策課題への対応を合目的性重視の視点で検証）
- イ 食品等事業者におけるHACCPに沿った衛生管理（衛生管理計画等）
- ウ 水産業協同組合法施行令（平成5年政令第328号）に定める自己資本の額の充足状況及び充足していない場合の対応策
- エ 物流の2024年問題を踏まえた持続可能な物流体制の構築に向けた検討と取組状況

## (4) 指導事業・総合調整事業等

特に会員組織に対する指導等が的確かつ適切に行われているか重点的に検証する。

また、農業協同組合中央会については、会員農協の内部けん制体制の強化に対する支援、会員農協における自己改革への取組に対する支援について重点的に検証する。

### (5) 医療・老人福祉事業

患者の減少、人件費や資材費の高騰等による収支への影響等の経営状況を把握し、収支改善に向けた取組の実効性を重点的に検証する。

### (6) 要請検査

要請検査については、(1)及び(2)に係る検証事項に基づき、要請された事項について検証する。

### (7) その他

ア 農協系統組織の検査に当たっては、農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくため、組合員たる農業者、特に担い手と組合の役職員が徹底した話し合いを行い、自己改革を着実に実践しているか検証する。

また、農協系統組織自らの自己改革実践サイクルの構築に向けた取組状況も検証する。

イ 漁協系統組織の検査に当たっては、漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）の施行による水産政策の改革における漁協系統組織の取組を検証する。

## 3 農林漁業信用保証団体

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

ア 経営の健全化について、コロナ関連融資の元本返済の本格化に伴う債務者の代位弁済に係る協会の経営に与える影響

イ 保証引受、期中管理及び求償権の管理・回収の適切性

## 4 農業共済団体

都道府県から要請された事項について検証するほか、特に以下に係る取組を重点的に検証する。

ア 災害等の発生状況を踏まえた引受リスク管理の実施状況

イ 引受、共済金・保険金等の支払の適正性

ウ 業務経費の支出の適切性

## 5 漁業保険団体

特に漁業共済及び漁船保険の引受け、共済金・保険金の支払について重点的に検証する。

## 6 土地改良区等

特に以下に係る取組を重点的に検証する。

ア 土地改良施設の老朽化、農業者の高齢化等が進展する中での土地改良施設の維持管理及び更新状況

イ 適正な財務諸表等の作成に係る態勢整備

ウ 受託事務（契約書等の未締結含む。）及び簿外管理（現金、通帳等）については、不祥事等が発生するリスクが高いことから、受託事務等における適正な会計処理の実施状況

## 7 中央卸売市場の開設者

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成30年法律第62号）を踏まえ、特に中央卸売市場の開設者が行う卸売業者等検査への取組を重点的に検証する。

また、中央卸売市場の開設者に係る検査技術の向上の支援を行う。

## 8 商品先物取引業者等

経済産業省との連名で、別に定める「令和7年度商品先物検査基本方針及び検査基本計画」のとおりとする。